

平成19年12月甲良町議会定例会会議録

平成19年12月14日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 議案第42号 平成19年度甲良町一般会計補正予算（第3号）
第3 議案第43号 平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第4 議案第47号 甲良町職員の自己啓発等休業に関する条例
第5 議案第48号 甲良町保健福祉センター設置等に関する条例の一部を改正する条例
第6 議案第49号 甲良町温水プール設置等に関する条例
第7 議案第50号 甲良町一般入浴施設「香良の湯」の設置等に関する条例
第8 議案第51号 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例
第9 議員派遣について
第10 委員会の閉会中における継続審査及び調査について
第11 議案第52号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第12 議案第53号 平成19年度甲良町一般会計補正予算（第4号）
第13 意見書第3号 「新たな財政構造改革プログラム」に関する意見書（案）

◎会議に出席した議員（13名）

1番	山田 壽一	2番	奥山 豊
3番	河上 達次郎	4番	中田 要治
5番	西澤 伸明	6番	藤堂 与三郎
7番	北川 孫之丞	8番	田中 清勝
9番	川副 兵右衛門	10番	大町 善士雄
11番	池田 幸夫	12番	大野 與一
14番	北川 豊昭		

◎会議に欠席した議員

13番 宮本 一起

◎会議に出席した説明員

町長	山崎 義勝	教育長	藤原 新祐
総務主監	野瀬 喜久男	会計管理者	橋本 敏治

保健福祉主監 山 崎 義 幸
建設水道主監 茶 木 朝 雄
総務課長 山 本 貢 造

産業振興主監 中 山 進
人権主監 村 田 和久廣

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 大 橋 久 和 書 記 宝 来 正 恵

(午前10時30分 開会)

○北川議長 ただいまの出席議員数は13人です。

議員定足数に達しておりますので、平成19年12月甲良町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 河上君および4番 中田君を指名いたします。

日程第2 議案第42号 平成19年度一般会計補正予算について、討論はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 5番 西澤です。

私は、以下の理由で、本議案に反対の表明を行うものであります。

まず、この補正予算にあらわれた基本姿勢に対する総括的な観点からであります。町民の暮らしや農業の現状にはどう寄り添ったのか、そして、政府与党の庶民に対する無慈悲な負担の押しつけや、保護基準の引き下げのねらいなど、どのように受けとめてきたのか。さらに、9月議会以降でも道の駅の事業採択に力を集中したために、町民の暮らしや農業応援、この施策の充実についての検討が深まらなかったのではないかという強い疑問にさいなまれるものであります。この心配は現実のものになりました。ふるさと交流村構想の発表以前から、町民との相談ではなく、誰かとかかなり細部にわたる相談、協議がなされて、宿泊施設やレストランまで大きく膨らんでいる計画が私たちに提示をされました。

そして、この8月の全員協議会で、3部門による説明があり、まだまだ構想のうちと説明していたのが最後であるにもかかわらず、用地買収の契約が成立したと、突然さきの12日、本会議で報告があり、一般質問で私が尋ねたところ、字別懇談会も実施したこと、計画業務委託も議会で承認をしたことを挙げて、計画の全体を承認をしたと受け取れるような回答でありました。行政上の難しい技術が必要なことは否定しません。しかし、圧倒多数の町民から見れば、今回の地権者からの買収、契約完了は到底納得できるものではありません。町民の中には交流村、道の駅計画について、当局からの情報はほとんどなく、私たちの民報で知ったという方が多数おられます。

今回の町民合意を全く無視した計画進行に、根本から反省がないのであれば、甲良町民の農業振興と町民生活向上とは異質の何か別のねらいが働いているのではないかと疑わざるを得ないのであります。財政負担の面からも、

発表当初、初期投資はできるだけ抑えて2億円程度と説明されていましたが、用地買収だけで1億円を超えてしまいます。私たちの要望書に対する回答で、並行して進めるとありますが、これは、明らかに並行などではなく、農業振興、農業生産の担い手、町民の側から責任のある運営主体が目に見える形で成長する以前に施設建設ありきで踏み切ったと見るべきで、断じて容認できません。現在の重点方向を町民の暮らし応援、福祉充実に切りかえるよう強く求めるものであります。

次に、交流村構想と関連して、個人や集落営農の形態を問わず、パイプハウス補助が大変しょうびんなことであります。こだわり農産物、有機栽培などを奨励する思い切った予算配分が必要で、しかも継続した取り組みで行政に信頼を寄せ得る取り組みが求められていると思います。

次に、財政困難に対する考え方の基本にかかわることでもあります。12日公表された財政事情によれば、4億円の不足が生じるとしています。ならば、不足の真の原因は何だったのでしょうか。確かに国・県の交付金が削減されたことは否定できません。内なる原因は、町執行部の努力はどうだったのか、真摯な反省が必要なではありませんか。この夏、国への陳情書によれば、同和対策特別法終了後に下水道の面整備事業がずれ込んだため、入るべき補助金が億を超えて受け取れないなど、書かれています。同和対策事業の高率の補助を受けていれば、単純計算でも黒字になります。運動団体言いなり、主体性のない前町政が、同和行政は永遠に続けさせるものと思い込んでいたのと予想できますが、期限内に終了計画を立てなかった前町政の明らかな失政ではないでしょうか。

さらに、土地分譲事業の乱脈は甚だしいもので、金利のつく資金を借りていながら、土地代金はおろか、賦課すべき固定資産税も徴収していなかった事実が次々に明るみになりました。財政困難となった町執行部側の原因と目を背けることなく向き合う必要があるのではないのでしょうか。この失政1つとっても、その反省の上に立ち、人、物、金を特別につき込む同和行政を終結に向けたプログラムが用意されていないのが大変不思議であります。

最も申告なのは、以前も言いましたが、貧困と格差が広がる自民・公明政治のもと、同和行政のフィルターを通しては地区内外に広がる生活苦、ワーキングプアなど、町行政の認識がほとんど届かないことであります。一日も早く終了しなければならないと考えます。

ちなみに、私ども日本共産党は、同和対策事業そのものについて、国の責任で徹底して実施することを要求し、面整備、住環境の整備などについて求めて運動してきた団体でもあります。

次に、後期高齢者医療制度に関連する項目がありますが、私の質問に答え

て、この制度が持続可能な医療制度につながるというくだりの意味の見解を示されたと思います。この見解はまさに勝手に後期の高齢者と区切って差別的な医療に押しとどめる殺し文句に使われている本質部分であります。このような改悪した政府の見解を持ち続ける限り、この制度で苦しめられる本町の高齢者を何とか救いたいという前向きの施策は生まれないものと考えます。町長の再考を切に希望します。

次に、障害者自立支援法による応益負担軽減策を、いまだに立てていないことであります。12月4日から始まった、第59回人権週間のチラシの第5番目には、障害ある人の完全参加と平等を実現しようとうたわれています。ところが、現実の障害者自立支援法は、完全参加を妨げ、応益負担の名のもとにわずかな障害年金から平等に金を徴収しようとするものにほかならず、障害者のみならず、生きる希望を奪っているものであります。町の執行部が痛みを感じておられないはずがないと信じたいのであります。

もう一つの問題は、湖東地域一般廃棄物処理広域化促進協議会分担金186万9,000円についてであります。1つは、候補地の適否を判断する地質調査と説明されていますが、全くのまやかしだと考えます。それは、4候補地から1カ所に絞られたのが現在の石寺地先、長曾根干拓地であること、否となったときの他の候補地は用意されておらず、既成事実づくりにされるおそれがあることです。

2つに、同協議会の会長である獅山市長が、基礎的、初歩的調査もせず各種の計画を進めたと述べているように、過去に彦根市単独の事業計画の際、不適格地と判断されており、軟弱地で膨大な基礎工事費用が予測でき、事実上、予算上、また、計画が公開されることで反対運動が起こされ、現在地が外れることを恐れて、基礎的、初歩的調査を意図的に遅らせた可能性があることでもあります。

3つに、この予算は、本体工事の150億円とも200億円とも超えると言われる膨大な初期投資と、毎年数十億円とも言われる運転経費の支出に将来直接つながっていることでもあります。4つ目に、ごみ問題を行政と住民がともに協力して取り組む上で、広域化はまず身近でなくてはなりません。その大型化はごみの減量化に逆行するからであります。

最後に、来年1月以降出産予定の妊婦に公費負担を拡充したことは、国の指針もあり、また、現代の妊婦が抱える課題に前向きに応えた前進と評価できるものと思います。安心してお産のできる病院を近くにとという一番肝心な課題が解決できるよう、関係機関が連携して取り組んでいただくことを強く要請し、また、私どもも政治の場で、また住民の運動が強める気持ちも表明いたします。これら若干の歓迎はありますが、以上の全体、総合的な判断を

して反対を表明して討論を終わるものです。

以上です。

○北川議長 ほかにありませんか。

田中君。

○田中議員 私は、本議案に賛成をします。

この予算の歳出配分が、やはり民生上、住民の福祉上、どうしてもせんならんことについて、もちろん歳入の部分でもそういう趣旨に従っての振り分けもあるんですけども、例えば老人福祉対策等、民生費に550万、農業振興費に476万というものが配分され、また、塵芥処理費については、いろいろ意見もあると思いますが、これは大きな広域行政の流れとして、行政技術、手順、そういったものに依じて、社会通念に従って政策を治めていく、こういう手順であろうかと思えます。したがって、当町のこの予算は適切であり、賛成をいたします。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第43号 平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、討論はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 43号については、1つだけ意見を述べて賛成討論とするものです。

供用開始をされてからの宅内の下水道の普及率、遅々として進まず、また、8割、9割を超えたところでも、あと1、2割の家庭が、主に中心的には経済的な問題、それから高齢になって単身、あるいは高齢者だけの家庭が非常に増えています。そういう点では、しようにもし切れない。また、十数年、ないしは、先は数年しかないという見通しからも、宅内工事に踏み切れない人がいるのが現実です。そのところに手当てを施していただき、また、その点では特別会計だけに対応できない場合は、一般会計でそういう補助策をきちんと行って、宅内工事の進捗率を高める経済的な支援が必要だということを指摘をさせていただいて、この補正予算そのものについては賛成討論

といたします。

○北川議長 ほかにありませんか。

田中君。

○田中議員 私も賛成します。

結局、繰越金、18年度の確定を含めて589万8,000円繰り越しをしたと。予備費を準備していたけども、いろんな分で繰り越しをしたということについて、全体的に、あるいはまた全国的にも下水道予算というものの10年、15年ほど前からの景気回復の思い切った、下水道に目をつけた全国的な投資、その動きを受けて甲良町もやっているわけですが、相当な投資負担が来年度以降も、いわゆる償却という形で上がってくる。そういうことを考えますときに、極力支出を縮小して、予備費を繰越金として次へ回していくというこの姿勢を今後も堅持すべきであろうと、こういうふうに思いまして、大いに賛成をいたします。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第47号 甲良町職員の自己啓発等休業に関する条例について、討論はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 5番 西澤です。

賛成討論を行います。

地方自治体職員が、大学という系統的、専門的知識、学術を身につけて、住民全体の奉仕者たるにふさわしい見識を持ちたいとする意欲を育てることは大変大事なことだと考えます。

ただ、現実の職場実態は、補充のきく余裕がなく、また、復帰したときの居づらくなるなど、人員整理や過密労働をなくする具体的手だてを管理者がそろえなければ、自己啓発休暇は絵にかいたもちになるおそれがあります。そのためにも地方から交付税を奪う改悪をやめさせなければならないことを大きく指摘をしまして、賛成討論といたします。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第48号 甲良町保健福祉センター設置等に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 5番 西澤です。

以下、49号、50号、51号にも関連をして、共通の討論でありますので、以下述べさせていただきます。

私ども共産党は、指定管理者制度が公共サービスを市場原理にゆだねる基本で批判的見解がありますが、だからといって一律に反対ではありません。今回、町の福祉センターに関連をして、福祉センター業務全般ではなく、温水プールと香良の湯、浴場に限ったことと説明がありました。そこで、12日の質疑の際、指定管理者の資格要件、条件が読み上げられたと思いますが、従来の信頼関係、実績、甲良の現状を熟知など聞いていますと、現在管理運営をしているイトマンかなとも思われましたが、最後に公募とも言われました。他の営利会社参入があり得る可能性が残され、地方の状況を考慮しない営利会社による危険にさらされるものであります。

そして、現実はこの2部門を指定管理に移しても、甲良町が義務的に負担しなければならない諸経費が軽くなるとも考えられず、赤字になったときは利用料の引き上げか、指定管理者の撤退という選択肢で、結局は本町の負担に戻ってくるのではないかと考えられます。つまり、うまみは指定管理者で、赤字は町が負担という構図がはっきりとあらわれるのではないのでしょうか。

そして、指定管理制度への移行と同時に、入浴料の一般の大人は25%、子どもは50%の値上げで、教養娯楽室は栄養改善調理室に変わった途端に、1,000円が1,500円に、1,500円が2,000円に、2,000円が3,000円に、それぞれ30%から50%の大幅な値上げで、町民へのしわ寄せが現実のものになっています。道の駅の用地費には1億数千万を支出する一方で、利用料金、利用料引き上げを町民に押しつけるゆがんだ理不尽な改悪は、やはり到底容認できないのは当然ではないのでしょうか。そのことを表明して、共通して反対の討論とします。

○北川議長 ほかにありませんか。

田中君。

○田中議員 私もこれ、一括して一貫する議案ですので、それに及ぶかと思いますが、指定管理者制度に移行するための条例の改正であり、温水プールあるいは香良の湯等の運営規定であろうかと思えます。

地方自治法をずっと精読してみますと、やはり住民サービスの公平で効率的な運営をするという趣旨に基づいて指定管理者制度ができております。したがって、大いに行政の職員力、あるいは将来の若手の専門的な労働市場の逼迫、そういうものを考えていきますと、早く決断して、この制度を正しく運用していくことが必要であります。

ただ、十分気をつけていただきたいのは、あくまでも指定管理者につきましても十分な報告をさすということにあります。一般的に、必要なところだけを読みますと、会計、決算を締めて60日以内に報告を受けるということになっておりますが、当町の規定に従っても、第9条には、常に行政、代表して町長ですが、町長は運営管理状況に気を配って質問をし状況を把握する、こういう権限を持っておりますが、権限と責任は両方の、責任は裏にあるわけで、こういった部分を十分管理して、指定管理者制度の趣旨にのっとって行政の効果を上げていただきたい。このことをしないと非常に今後の若手の職員への採用という労働市場への圧迫、若い人がいないんですから、圧迫と、あるいは職員力の向上というものについて非常に合理的に進めるためには、ある意味においては専門性を含めた業者指定をして、この制度を積極的に活用していく。しっかり管理していく。このことが大切であろうと思えます。こういう意見を添えまして、賛成をいたします。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第49号 甲良町温水プール設置等に関する条例について、討論はありますか。

西澤君。

○西澤議員 48号で述べたところを共通して討論といたします。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第50号 甲良町一般入浴施設「香良の湯」設置等に関する条例について、討論はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 50号についても、48号と共通しますので、先ほどの討論とします。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第51号 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 この51号についても、48号と共通しておりますので、さきの討論を引用して終わります。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第121条の規定によりましてお手元に配布いたしておきました文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○北川議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第10 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておりました文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○北川議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第11に入る前に、追加議案審議に入る前に、町長の追加提案の理由の説明があります。

山崎町長。

○山崎町長 本日、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、平成19年12月甲良町議会定例会の最終日にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

早速ですが、本日、追加提案をさせていただきます案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第52号は、人事院の給与勧告に伴い、甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第53号は、平成19年度甲良町一般会計補正予算(第4号)で、2,000万円を増額し、補正後の予算額を33億376万4,000円とするものでございます。主な補正項目といたしましては、議案第52号の甲良町職員の給与に関する条例の改正による職員の給与ならびに手当等の増額と総務管理費で、財政調整基金積立金の増額による補正でございます。

何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。追加提案説明といたします。

○北川議長 次に、日程第11 議案第52号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第52号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成19年12月14日。

甲良町長。

○北川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第52号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず、第1条関係であります。第13条、第14条につきましては、扶養手当に関することございまして、第3項中「6,000円」を「6,500円」に改めるものは扶養手当の子、父母等に係る500円の引き上げでございます。13条第3項中と14条第3項中のそれぞれの文言修正については条文整理でございます。

第23条は、勤勉手当でありまして、第2項第1号中「100分の72.5」を「100分の77.5」に改めるものであります。0.05カ月分の増ということになります。

別表第1（第3条関係）であります。行政職の給料表でありまして、現行、1ページ、2ページ、3ページの表を、今回、3ページ、4ページ、5ページの表に改めるものでございます。

次に、5ページでございます。第2条関係の改正であります。第23条は、勤勉手当ございまして、第1号中「100分の77.5」を「100分の75」に改めるものであります。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成20年4月1日から施行するものであります。よろしく願いいたします。

○北川議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 2点お尋ねいたします。

1つは、先ほどの全員協議会で、若年層の底上げと中高年は据え置きという説明があったわけですけれども、若年層、中高年層の区分が何らかの形で法律上、また制度上あるのかどうか。そして、あればどのような区分になるのか、お尋ねをいたします。

もう1点は、労働組合。甲良町では職員組合だと思いますが、職員組合との協議がされたかについてでありますし、また、された点ではどんな協議内容、また、労働者側からどのような意見が出たかについて、協議内容についてのご報告を願いたいと思います。

○北川議長 総務主監。

○野瀬総務主監 2点についてご説明いたします。

若年層の定義であります。今回の別表第1に示されているとおり、行政職の給料表が示しているとおりであります。したがって、1級、2級、3級が、今回、若年層に該当いたします。1級は主事補、主事、2級が主事、3級が主任主事と主任という規定であります。4級、5級、6級は対象外であります。主査から課長級までの職給に対する給料表になってございます。

次に、労働組合との関係であります。既に統一要求書が出ておりまして、文書回答はしておりませんが、協議の中で合意に達しているところでございます。

以上であります。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 今言われました統一要望書の内容を、かいつまんで結構です。で、どういう要望だったのか、報告いただけますでしょうか。記憶の範囲で結構です。

○北川議長 総務課長。

○山本総務課長 こちらの方は持ち合わせておりませんので、ちょっと定かなことはわかっておりませんが、今回の人勧については、人勧完全実施の方でお願いをしたいという要望でございました。

○西澤議員 了解しました。

○北川議長 ほかにありませんか。

北川孫之丞君。

○北川孫之丞議員 今、西澤君の方から質問がありました。若年層、中高年層の区分についてはわかりましたけども、甲良町では若年層の対象は何人、中高年層の対象は何人、それから課長級、部長、管理職ポストが何人というのがわかたら教えていただけますか。

○北川議長 総務主監。

○野瀬総務主監 今回の1級から3級の該当者だけをちょっと調べておりますので、それだけ報告させていただきます。1級から3級の該当者は、いわゆる主事補から主任まででありまして13人でありまして、年齢は33歳以下という内容でございます。したがって、圧倒的相当数がそれ以上の職員構成になっている。いわゆる管理職も非常に多くなっているという状況でござ

います。

以上であります。

○北川議長 よろしいですか。

○北川孫之丞議員 わかりました。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 5番 西澤です。

労働組合の要望書、今、あらすじを聞かせていただきましたが、人勧の完全実施と。私の記憶では、以前マイナス答申が、人勧が2回出されているというように思います。そういう現状の中で、労働者にしわ寄せがいくと。経済の波及効果から見ても、また、労働者の生活の安定や購買力等々を考えますと、労働者にしわ寄せをする施策そのものについては撤回をし、反対をしなければならぬと考えています。今回、人勧がプラス答申を出した点で、完全実施に向けて増額の方角を、条例改正をされた点を歓迎をして、賛成討論といたします。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第53号 甲良町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第53号 平成19年度甲良町一般会計補正予算(第4号)上記の議案を提出する。

平成19年12月14日。

甲良町長。

○北川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、議案第53号 平成19年度甲良町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、2,000万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を33億376万4,000円にお願いするものでございます。歳入歳出予算の補正については第1表でご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入、9款 地方交付税、補正額2,000万円の増額。歳入合計、補正前予算額32億8,376万4,000円に2,000万円を追加し、補正後予算額を33億376万4,000円にお願いするものでございます。

次のページ、歳出でございます。1款 議会費、補正額3万9,000円の増額、2款 総務費1,810万2,000円の増額、3款 民生費96万円の増額、4款 衛生費4万7,000円の増額、5款 労働費3万7,000円の増額、6款 農林水産業費21万8,000円の増額、7款 商工費1万3,000円の増額、8款 土木費5万2,000円の増額、10款 教育費53万2,000円の増額。歳出合計は歳入合計に同額でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○北川議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

田中君。

○田中議員 2,000万の特交があって、それを期末手当等に一応間に合わせて、残り1,800万近いものを財調に積んだと、こういう予算案であろうと思いますが、特別交付税の2,000万の交付の趣旨に、歳出運用はこれでええのかどうか。歳出の運用については、この趣旨に基づいて合理性があるのかということについてのご説明をいただきたいと思います。

○北川議長 総務課長。

○山本総務課長 人件費に充てていいのかと、そういうふうなことでの趣旨。

○田中議員 全体的に。

○山本総務課長 全体でございますか。頑張る地方応援プログラムということで今回特別交付税をちょうだいしております。これにつきましては、国への申請でも子育て支援、また行財政改革ということで、人件費を中心に申請をさせていただいて許可を得たところでございます。12月に交付決定をいただいで予算化をさせていただきましたけれども、これにつきましては、前段階で当初から人件費手当でも町単独でやらせていただいているという経過が

ございまして、予算の振りかえを含めて今回の予算計上ということでございます。よろしく申し上げます。

○北川議長 ほかにありませんか。

西澤君。

○西澤議員 5番 西澤です。

2点お尋ねします。

今回の4号補正は、3号補正と同じ12月議会の中で2つに分離をして上程される。普通では考えられないことではありますが、その辺の事態、経緯についてのご説明を願いたいというように思います。

2つ目は、人勧の答申が出て、引き上げる必要があるということで町当局が認識をされた、ないしは決断をされたといえますか、判断をされた期日がいつごろであったのかについてお尋ねするものです。

○北川議長 総務課長。

○山本総務課長 今回、2回の補正予算になっているということのものでございますけれども、経緯につきましては、国や県の動向等も見ながらというふうなことでございましたけれども、国の方が10月30日に決定をされたというふうなことから、県の方でも県準則等々のものについていつもちょうだいするわけですが、いつもよりも遅い目というふうなこともございました。また、国や県の動向、実施されるかという動向も見きわめたいというふうなことから、甲良町議会の議運関係の日程も迫っておりましたので、ひとまず先に3号補正で、続いて4号補正で、追加でご提案をするということで議運にもお許しをちょうだいをしてきたというふうなことでございます。

続いて、人勧の引き上げでございますけれども、国が人勧をどういうふうにするのかということで状況を見きわめておりましたんですけれども、県等の状況も当然でございます。そのような中で、この予算につきましては、議運前にはそういうふうな形でいかせていただきたいという思いで事務を進めさせていただいていたということでございます。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 2番目のところが、私の質問の趣旨に合っていないと思うんですが、いわゆる人勧の答申があって、町がその人勧答申に答えんならんというところの踏み切られた時期がいつなのか。何日ということではなくて、10月の末とか、9月末とかいうような時期を私はお聞きしたいんです。というのは、その点でも上げんならんというので予算措置、財源を考えんならんわけですから、特交が決定されて、通知がされるときとの関連がありますから、その点で人勧実施をやろうとしたときの財源手当てをもちろん考えんならんわけですので、その点の議運上程との日程のにらみもあったと思います。

ので、私、聞いているんです。よろしくお願いします。

○北川議長 総務課長。

○山本総務課長 時期的には11月末ということでございます。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 補正予算の組み方の基本については、3号議案で私、基本的に述べました。今回の補正については、単品とプラス財政調整基金に積み立てるという問題があります。もちろんこれは財政調整基金に積み立てる、その予算があれば3号議案のときに言いました、いろんな施策に充実されるところに回してほしかったというのは、繰り返しません、そのことを指摘をさせていただきます。

同時に、今回の補正は人勧実施を伴う点での補正予算がメインでありますので、この点については単品として私は賛成をさせていただきます。

○北川議長 ほかにありませんか。

北川孫之丞君。

○北川孫之丞議員 私も趣旨としては賛成させていただきますけれども、9月議会で質問させていただきましたとおり、6月、7月、集落懇談会が開催されたわけでございます。その希望とか要求事項が反映、9月議会なり12月議会で反映させていただくようにというような要望をしておりました。今度3月で補正をされるか知りませんが、またなるべく早い目にそういう意見が反映できるよう努力していただくよう希望しまして、賛成とさせていただきます。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13 意見書第3号 「新たな財政構造改革プログラム」に

関する意見書（案）を議題をいたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 意見書第3号 「新たな財政構造改革プログラム」に関する意見書（案）。

上記の議案を提出する。

平成19年12月14日。

甲良町議会議長 北川豊昭様。

提出者 川副議員。

賛成者 藤堂議員、同じく賛成者、大野議員、池田議員、田中議員。

以上です。

○北川議長 本意見書については、川副君から提出されていますので、川副君から提案説明を求めます。

川副君。

○川副議員 提案趣旨。

滋賀県は、今年度の早い時期から財源不足が増大していることに触れ、平成20年に400億円、平成21年度に460億円、平成22年度に450円の一般財源が不足することを明らかにしてきました。このことをふまえて、向こう3カ年、行政改革に取り組むとのことであった。

予算編成が始まる10月末に県内の市長・町長説明会に、知事は「住民への暮らしと命へのしわ寄せが最小限にとどまるようにしたい」と表明され、具体的な内容に触れられていません。さらには、11月中旬に県内4ブロックで開催された知事と県民の対応においても同様でありました。

我々は、補助金カットでない見直し作業が知事トップダウンで指示されているものと思っていたら、県は11月30日に市町の実務担当者に事務事業の補助金カットという形で縮減が公表された。故意に公表時期を遅らせ、33億円の削減額を県内26市町に一方的に押しつけたものとする。

当町では、12月7日に町長が県知事に意見書を提出し、12月10日には地方4団体の代表が県知事および県議会議長に対して緊急要望されています。議会としても、福祉医療費助成事業をはじめ、住民の暮らしに直接影響を及ぼす各種事業の制度改悪を認めるわけにはいきません。

よって、本町議会は滋賀県知事に意見書を提出し、再考を求めたいと考えます。

2、提案説明。

意見書の朗読をもって提案内容の説明としますので、ご賛同、よろしくお願いをいたします。

「新たな財政構造改革プログラム」に関する意見書（案）。

滋賀県におかれては、来年度以降に予想されるこれまで以上の財源不足に対応し、持続可能な行財政基盤の確立と自立型の県政経営を実点するため、「新たな財政構造改革プログラム」を策定された。厳しさを増す財政状況と地方分権の進展に伴い、行政組織のスリム化や新たな行政システムへの変革、さらには行政サービスの再構築などを内容とする改革の必要性は、本町としても同じ行政環境に置かれていることから、十分に認識しているところである。

しかしながら、同プログラムにおける市町への補助金の見直しについては、地方自治体にとっての重要課題である少子高齢化や環境問題などへの対策として、これまで県と市町が築き上げてきた信頼関係に基づいて、それぞれの役割分担を決定し、継続して県民福祉の向上のために行ってきた結果を、何ら協議のないまま一方的に補助率を削減し、補助対象を縮小しようとするもので、その影響は市町の財政や県民生活にとってあまりにも大きく、極めて遺憾な措置と言わざるを得ない。

また、このことは、同プログラムの方針に示す、県と市町が対等のパートナーとして連携、協力する必要があるという趣旨からも逸脱しており再考を求めるものである。

については、本町財政の健全化と県民生活の安定を図るため、「新たな財政構造改革プログラム」策定にあたって、下記の事項について特段の配慮をされるよう、強く要請する。

記。

1. 市町に対する補助金の見直しについては、県と市町との協議を重ね、市町の理解のもと、実施すること。

2. 県民生活に直接影響が予想される補助金の見直しについては、県民に向けて県としての説明責任を明確に果たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月14日。

滋賀県知事様。

甲良町議会議長 北川豊昭。

よろしく願いいたします。

○北川議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 2点だけ提出者の見解を求めておきたいというように思うんです。

この意見書の文面、始まり、それから記までのところはかなり突っ込んで

主張をされていますが、1、2の要望そのものについては非常になるいというように思うんですが、その中の、財源不足を生じた県の責任の問題について述べていません。そういう点では、財源が勝手に不足したわけではなくて、県政の運営そのものがこういう事態になったという点では責任をとるべき点であります。この点について、提案者がこういうことについての見解を求めます。

2つ目は、市町、つまり自治体へのしわ寄せだけではなくて、県の施策は県民そのものにかかっています。施されています。そういう点で県民の福祉や教育、農業、全般にわたって削られていきますので、この点でも県民生活に直撃をされるという点で記述が要るだろうというように思いますが、その点で、この修正をされないということでもありますから、提案者の見解をお聞きしておきたいというように思います。

○北川議長 川副君。

○川副議員 全協でも述べたように、非常に全県下の市町が統一をしてこの文書を出しているということでございますので、ひとつ、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。いろいろとあろうと思えますけども、提案者としてひとつ協力をお願いします。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 私は、内容が大変不十分でありますけども、県のこの新たな構造改革プログラム、財政構造改革プログラムを発表したことそのもの、こういう点では非常に県民、それから末端の市町村に対して衝撃が走っている点で、意見書を出す、そして物申すというスタンスは賛成するものであります。

1つは、先ほども質問の中に入れましたが、財源の不足を生じた原因そのものについて考える必要があります。確かに新幹線新駅、栗東新幹線新駅は断念になりましたが、初期契約の経費は約30億円つぎ込まれています。さらには、6つのダム計画は推進するという立場で、その調査費、それから諸経費が既に支出をされていっています。つまり、大型公共事業の支出については全く聖域にされて、反省の点に入っていないところが非常に弱点であります。

それから、2つ目は、市町、つまり自治体が打撃を受けるだけではなくて、県民生活、県民の農業、それから、さまざまな県民生活のあらゆるところにこの構造改革プログラムの削減が響いてまいります。そういう点では、福祉

や暮らしにしわ寄せをしないというスタンスが大事だろうというように思います。

例えば、その中の子どもの医療費の助成の充実は、嘉田知事にとっては公約の柱でありました。そのほか、35人学級から30人学級へと行き届いた学校教育の課題に応えることや、介護難民、医療難民と言われている県民生活への手当てなど、生身の人間に対する温かな支援策とインフラ整備などを同等、一律にカットの考える、そのものの冷酷さを指摘しないわけにはいきません。共同歩調はよしとしています。あくまで甲良町議会としての意思表示ですから、町長の全員協議会での意見もありましたけども、踏み込んだ、また、この見直しプログラムの部分について、県民生活、それから福祉にしわ寄せをしないという文言を盛り込むのが一番いいところだろうというように私は思います。

しかし、先ほども言いましたように、歩調を合わせて嘉田知事にこういう事態について物申すという点を評価をしまして、賛成討論といたします。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、意見書第3号は可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

最後に、町長のあいさつがあります。

町長。

○山崎町長 閉会にあたりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

12月定例会に提出いたしました、平成19年度甲良町一般会計等補正予算および条例制定ならびに条例の一部改正案件を、原案どおりそれぞれ可決をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

また、先ほどは県の「新たな構造改革プログラム」に関する意見書の採択につきまして、私どもの活動を後押ししていただく、大変力強いものでございます。来週二十日には緊急の首長会議を行いまして、こういった構造改革プログラムに対する取り組みの調整をするところでございます。

また、各議案審議の中で賜りましたご意見等、建設的なご提言は、行政施

策、事務事業に速やかに反映していくとともに、年度後半の予算執行におきましても万全を期してまいりたいと考えております。

本年もいよいよ押し詰まりまして、緊急案件のない限り、本議会が納めの議会となります。また、在任中幾多の功績を残されました議員各位の任期もいよいよ間近に迫りました。皆様と議場でお目にかかれることも、おそらく本日をもって今任期中最後となるのではないかと存じます。年が明けての1月は選挙となります。

聞き及ぶところによりますと、引き続き町議会に立候補される方、また、この際、後進に道を譲られ、勇退される方もるように伺っております。引き続きご出馬になられる方々におかれましては、ご健闘をいただき、めでたくご当選になられ、再びこの議場でお目にかかれますよう心からお待ち申し上げます。

また、勇退されます方々におかれましては、今後、議会の議席を離れられましても、在任中と変わることなく町政に対しまして従来どおり何かとご指導、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

なお、私も町長就任後、行政運営に皆様の温かいご理解とご支援のもと、その重責を果たしてまいりましたが、この場をおかりいたしまして皆様のご厚情に深く御礼を申し上げる次第でございます。

これからいよいよ寒さが増してくる気候となります。年末年始、どうか健康にご留意をいただき、早々ではありますがお健やかで新しい新年をお迎えいただきますようお願いいたしまして、12月定例議会での閉会にあたりましての御礼のごあいさつにかえさせていただきます。長い間、ありがとうございました。

○西澤議員 議長、発言の訂正をさせていただきませんか。一般質問での間違った発言がありましたので。

○北川議長 特別に許します。

○西澤議員 12日の夜の一般質問で、私が勘違いをして内田洋行というように言ってしまいました。山田洋行の間違いでありますので、訂正させていただきます。どうもおわびをいたします。

○北川議長 わかりました。

これをもって、平成19年12月甲良町議会定例会を閉会いたしますが、ここで、閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまをもちまして私たち14名の議員による議会運営は任期末を間近に控え、終了の運びとなりました。昨年12月議会より1年間議長の要職を務めさせていただきました。議員の皆様に対し、意見の相違点あるいは配慮不足等もありましたが、議員各位のご理解とご協力をいただき、議員活動あ

るいは本会議を含め、議会運営すべてを無事終えることに対し、大変、高席からありますが、厚く御礼を申し上げます。

また、今夜予定の懇親会に、都合により欠席の議員もおられます。再会の機会に恵まれないかもしれませぬ。くれぐれもお体をご自愛され、今後、さらなるご活躍をご祈念申し上げ、御礼とします。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、閉会とします。

ご苦勞さまでございました。

(午前 11 時 37 分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 北川 豊 昭

署名議員 河上 達次郎

署名議員 中田 要 治